報告第２６号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

医療事故による損害賠償の額の決定について

１　専決処分年月日　　令和８年８月１０日

２　損害賠償額　　３，０７６，２７５円

３　相手方　　患児の父

患児の母

患児

４　事故の概要　　令和５年に小田原市立病院（現小田原市立総合医療センター）において、熱性痙攣のため救急搬送されてきた小児患者に点滴治療を開始したところ、血管外漏出を生じ、点滴刺入部に腫脹と水疱を発生し、その周囲が皮膚壊死に至り、痕が残った。